令和6年度健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度健全 化判断比率を次のとおり公表する。

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	5. 5	35. 7
(14. 07)	(19. 07)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「-」を記載
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載

令和6年度資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度 公営企業の資金不足比率を次のとおり公表する。

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
水道事業会計	_	令第 17 条第 1 号
下水道事業会計	_	令第 17 条第 1 号
住宅団地整備事業特別会計	_	令第 17 条第 4 号

備考

- 1 資金不足額がなく資金不足比率が算定されない場合は、「一」を記載
- 2 経営健全化基準は20%